

# RILAC NEWS

No. 23

2020 / 9

公益財団法人荒川区自治総合研究所  
(Research Institute for Local government by Arakawa City)

## 第6回 荒川区民総幸福度（GAH）推進リーダー会議

令和2年1月25日（土）、サンパール荒川にて、6回目となる荒川区民総幸福度（Gross Arakawa Happiness : GAH）推進リーダー会議を開催しました。

区では、様々な地域活動の中心となって活躍されている方々に「GAH推進リーダー」にご就任いただき、GAHの取り組みについて地域に広めていただくとともに、GAHの向上につながる活動等について、地域の視点からいろいろなご意見を頂戴しています。

これまで5回に渡って開催してきた会議では、推進リーダーの皆様と区職員による意見交換会などを実施してきましたが、今回は、令和2年度に区に開設される児童相談所（荒川区子ども家庭総合センター）にスポットを当て、講演会を開催しました。



当日は、理事長の西川太一郎荒川区長による挨拶の後、荒川区子育て支援部の西浦児童相談所準備担当課長から、児童相談所の設置や新しい児童相談・支援体制について報告を行いました。その後、特定非営利活動法人東京養育家庭の会参与 藤井康弘氏から、「すべての子どもたちに家庭を～里親委託の重要性和荒川区児童相談所への期待～」という演題でご講演をいただきました。

### 「GAH推進リーダー」とは

荒川区及び荒川区自治総合研究所では、区民の皆様の幸福実感を測る指標を作成し、より良い区政につなげていこうとする荒川区民総幸福度（GAH）向上の取り組みを進めています。

区民の皆様の幸福度を高めるためには、行政の取り組みだけではなく、荒川区に関わる全ての人や団体が、自分自身や身近な人、さらには地域の幸せを考え、力を合わせて地域をより良くしていこうとする「運動」こそが重要だと考えています。

その「運動」の考え方を地域の皆様と共有し、さらに上げていくために中心となってご尽力いただいているのが、GAH推進リーダーの皆様です。GAH推進リーダーの皆様には、地域の方々にGAHに関する取り組みを広め、より一層のGAH向上を目指した地域活動を推進していく役割を担っていただいています。現在、区内では地域をよりよくする様々な活動が活発に行われております。その中心となって貢献いただいている66名の方に就任いただいています。

## ■ 理事長挨拶 (要約)

荒川区自治総合研究所理事長・荒川区長  
西川 太一郎



GAH 推進リーダーの皆様には、お寒期中、また、年初の御用繁多の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

荒川区民総幸福度について、「Gross Arakawa Happiness」というそれぞれの単語の頭文字を取って「GAH (ガー)」と発音をしておりますが、この取り組みを始めて、もう15年になります。この間、まちのリーダーでいらっしゃいます皆様を含めて、区民の方々と相携え、語ってまいりました。

この取り組みは区内外から大変ご評価をい

ただき、全国から荒川区に多数ご視察においていただいております。住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合「幸せリーグ」の結成をはじめ、いろいろな広がりを見せておりますことは、ご案内のとおりでございます。

さて、アメリカの歴史学者であるアーサー・シュレジンジャー氏は、「子どもは未来社会の守護者である」と仰せになりました。次の時代を担う子どもたちをどう育てていくか、これはとても大事なことでございます。専門家の先生方だけにお任せするのではなく、日頃より地域のためにご活躍をいただき、公的な面でもご尽力をいただいております本日お集まりの皆様におかれましては、これからも私どもにご教示を頂戴するとともに、お力添えをたまわりながら、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

結びに、本日、ご講演をいただくために大変貴重なお時間を頂戴いたしました特定非営利活動法人東京養育家庭の会参与 藤井康弘様に厚く御礼申し上げますとともに、年初の大変お忙しい中ご出席いただきました皆様方に改めて心から感謝を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

### 子どもたちの「不幸を減らす」

荒川区自治総合研究所では、「不幸を減らす」という視点から、未来社会の守護者である子どもたちが経済的・非経済的な様々な要因からマイナスの影響を受けることの無いよう、全国に先駆けて「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト」(平成21年10月～平成23年8月)に取り組みました。

また、平成30年度からは、基礎自治体行政や地域との関わりが薄くなり、困難な状況を把握しづらい中学校卒業以後の子ども・若者を主な対象として、困難な状況に陥った要因や背景、また社会的自立に向けた支援の在り方などを研究しています。



「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト」の報告書は、研究所ホームページからご覧いただけます。(https://rilac.or.jp/)

※「子どもの未来を守る」は既に出版社の在庫が切れていますので、お近くの図書館などを探していただければ幸いです。

# 講演「すべての子どもたちに家庭を ～里親委託の重要性と荒川区児童相談所への期待～」

## 講師

藤井 康弘 氏

・特定非営利活動法人  
東京養育家庭の会  
参与



### プロフィール

養育里親。大阪府出身。  
1983年より厚生省（現厚生労働省）に勤務。その間、2006年夏から2008年まで子どもの社会的養護を担当する家庭福祉課長。  
2016年厚生労働省を退官。  
里親登録をして13年目。これまで短期・長期等で10人あまりの子どもたちを受託。現在も一人受託中。

### ●はじめに

私は東京都に里親登録をしている養育里親です。一方で厚生労働省で働いていた経歴もあり、そこでは養育が難しくなった家庭から保護した子どもたちを里親や児童養護施設で養育をするという子どもの社会的養護についての仕事をしておりました。そこで今日は、里親と元厚生労働省職員という二つの立場から、はじめに児童虐待と社会的養護の全国的な状況をお伝えし、その後児童相談所と日々深い関係の下で子どもたちを育てている里親として、私がどのようなことをしているかについてご紹介させていただきます。さらに、子どもたちを家庭

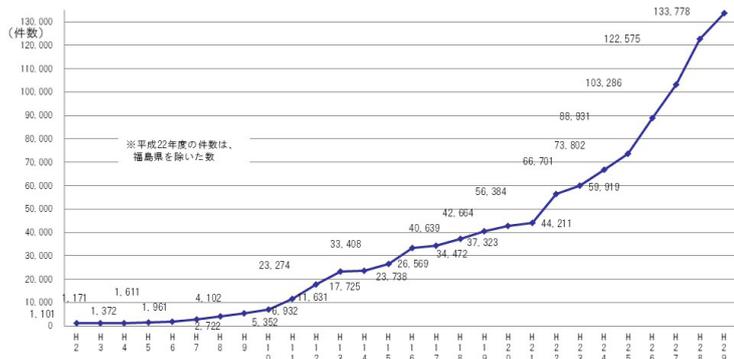
で育てるということの重要性についてお話しさせていただき、皆様に少しでも子どもの社会的養護についてイメージをもっていただければと思います。そして最後に、子ども・子育て家庭への様々な支援を区で統括することの重要性、その中核としての児童相談所に対する期待についてお話しさせていただきます。

### ●全国の児童虐待の状況

全国の児童相談所における虐待の相談件数は、急速に増えてきています（スライド1）。その内訳は身体的虐待とネグレクトに加え、心理的虐待もあり、いずれも近年増加しております。このように虐待が増えるに従い、児童相談所がそうした家庭から子どもを保護することが全国的に増えてきました。社会的養護とは、児童相談所が保護した子どもたちを養育することですが、命を救えばそれで良いかという決してそうではありません。命を救った後、私たち社会全体として、その子どもを自立できるように育てていくことが重要です。

児童虐待相談件数の増加

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成29年度には約1.5倍に増加。



▲ スライド1

近年、全国で約4万5千人の子どもたちが保護されており、その約8割は施設にいます。里親家庭で育てられているのは全体の2割程度です。また、児童養護施設で生活する子どもたちの特徴ですが、昭和の頃は何らかの原因で親がいなくなってしまう子どもが多かったのですが、最近では親のいる子が圧倒的に多いということはぜひ知っておいていただきたいと思います。

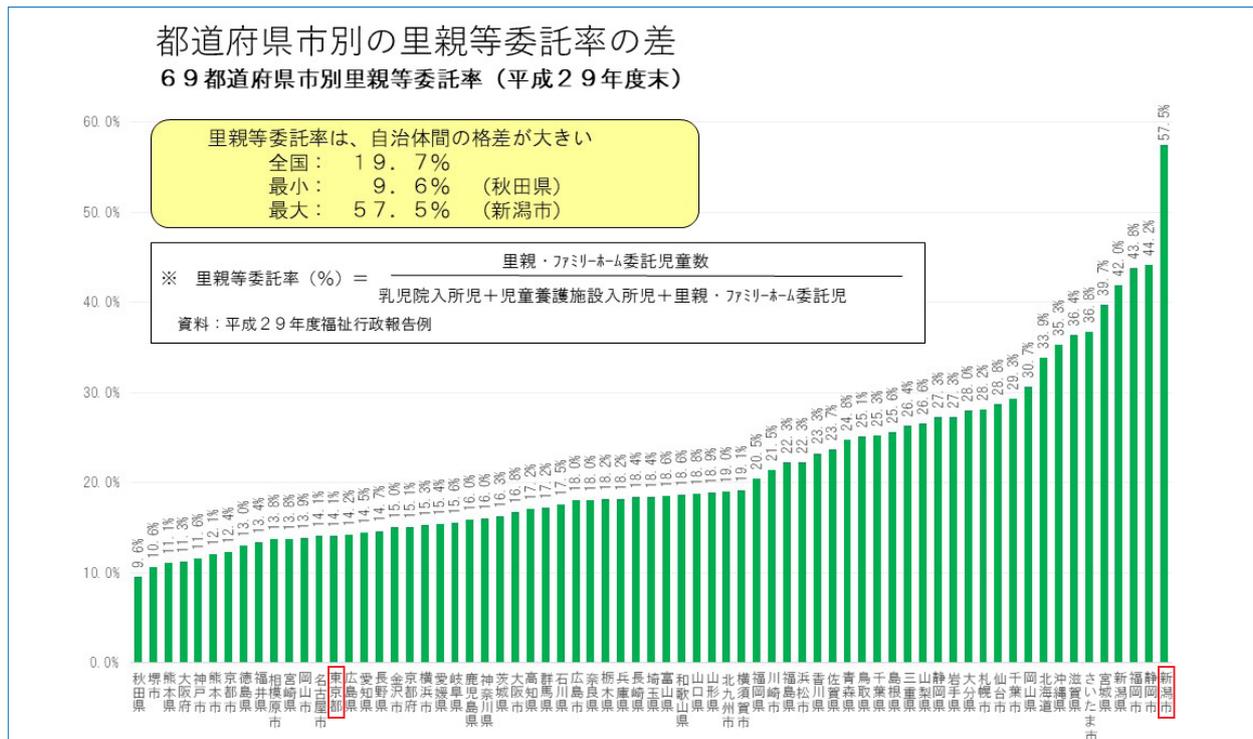
●里親委託率

養護されている子どもたちの中で里親家庭で養育されている子どもの割合を里親委託率と呼びます。前述のとおり日本では里親委託率は2割程度です。欧米の主要国だとこの比率は逆転しており、少なくとも里親の方が多いというのが欧米諸国の常識です。子どもは可能な限り家庭で養育されるべきだということは国連の子どもの権利条約にあり、国際的に共通の考え方になっているのですが、日本の子どもの社会的養護は歴史的に多くを施設に頼ってきた経緯があります。この里親委託

を増やすために厚生労働省が様々な施策を行った結果、約15年前の里親委託率が1割ほどであったのに対し、近年では2割程度まで増加しました。また、里親委託率は自治体ごとに格差があり、全国で最も高い新潟市では57.5%であるのに対し、東京都は14.1%となっています(スライド2)。この里親委託率を増やしていくことが国あるいは東京都の大きな政策課題となっております。

●里親のやりがい

里親をやっているとつらいこともあります。荒川区に児童相談所があれば様々な形で支援をしていただけると思いますし、地域の里親会でお互いに私たちも助け合っています。また、子どもの成長を目の前で実感できるというやりがいは大きく、本当に感動させてくれます。さらに養育を通して、あるいは子どもたちを通じて、社会とつながりを持つため、私たち自身も育てられ、鍛えられるところがあります。



## ●里親委託の意義

里親委託をすることの意義として、以下の4つが挙げられます。

### (1) 愛着関係（アタッチメント）

愛着理論とは、イギリスのジョン・ボウルビィが1950年代の終わりごろから提唱して確立した理論です。泣いたり暴れたりして何かを要求する乳幼児に対して、特定の大人が継続的に共感的に応答を繰り返すことで、その子どもは特定の大人が自分を絶対的に守ってくれる存在だと感じます。いわばその大人を自分の安全基地として認識します。こういう関係ができていると子どもは自分が愛されているという実感を持ち、安全・安心を常に感じながら生活できます。やがて子どもは愛着の対象から少し離れてみて、怖くなったらまた戻ってきて抱きしめてもらって、またもうちょっと先に行ってみるということを繰り返します。その愛着の対象はやがて子どもの中に内在化し、姿が見えなくても安全・安心を感じられるようになり、そして少しずつ愛着の対象から物理的に離れていき、子どもが自立していくというように愛着理論では言われています。

逆に愛着ができていない、あるいは不安定だと大人になっても他人を信じることができない、また自己肯定感が低くて何事にも自信を持ってない、大人が自分のためにやってくれるのは所詮ここまでだなんていうあきらめのようなものも小さなときから持ってしまったりもします。さらに人の嫌がることをしてでも構ってほしいという行動パターンになると、日常生活にも支障が出てしまい、そのまま思春期になると非行へ流れていく可能性もあります。乳幼児期に愛着ができていないと、大人を基本的に信用しなくなり、大人

の言うことを聞かないので基本的な生活習慣が身につけにくい場合もあります。

以上から、愛着は人が生きていく上で非常に重要な要素ではありますが、24時間365日ともに生活する里親家庭の方が形成しやすい、あるいは安定しやすいということは間違いなく言えると思います。

### (2) 社会性、生活経験、知識・技術の習得

社会性や生活経験という意味では、施設と違って里親家庭は子どもと一緒に生活していますので、日々、晩ご飯のおかずは何かがいいか、次の休みの日にどこに遊びに行くかなどのお互いの要求を無意識のうちにでも折り合わせながら生活しています。それは子どもたちのコミュニケーション能力の発達に資すると思います。

また、知識面でいえば、テレビを例に挙げますと、施設では子ども番組ばかりになりますが、里親家庭では親が例えばニュースを観ていると、子どもも見るともなく見ていて、「お父さん、台風って怖いね」と言ってきたり、「お父さん、総理出ているよ」と教えてくれたりします。子どもというのはそういったいろいろな機会にたくさんの情報をインプットしているのだと日々思います。そうした機会は施設よりも家庭の方が間違いなく多いと思います。



### (3) 家庭のモデル

施設の生活だけだと、家庭というところがいったいどんなところか全くわからないと思います。家庭で育ってきた私たちは家庭とはこのようなものだというのが常識的に頭に入っていますが、家庭を経験したことが無ければそれはわからないと思います。モデルといひましても、決して理想的な家庭である必要はありません。教師となるのであれ、反面教師となるのであれ、子どもたちにとっての家庭のモデルというものを伝えることが重要であると思います。

### (4) 実家機能

もうすでに自立した子どもたちが実家のように帰ってきて、一緒にご飯を食べたりできることが里親家庭のメリットです。施設ですと卒業生の数が桁違いに多くなりますのでなかなか難しいのではないのでしょうか。

以上4点の機能が一般的に施設に比べて里親において果たしやすいと言われています。その意味では可能な限りすべての子どもたちにしかるべき家庭での養育を保証することが子どもたちの最善の利益につながっていくという確信を持っており

ます。  
近年は虐待の増加などにより子どものニーズも大きく変化しています。そのため心の傷や発達の遅れに対する支援が必要になります。児童相談所や施設からの専門的な支援や、孤立しないように外部からのいろいろな

支援を受けながら子育てをしなければなりません。私はそうした専門的な里親支援の機能を乳児院や児童養護施設等が担ってくれることに大いに期待をしています。施設は地域の入所施設ですが、入所機能だけでなく里親家庭を支援する機能も是非もっていただき、里親と施設、児童相談所などが連携・協働して子どもたちを養育するような体制を構築する必要があると思います。

### ●里親家庭の連携対象

私たちが子どもたちの養育に当たって連携しなければならない対象をまとめました(スライド3)。児童相談所は当然のことながら、学校や医療機関との連携も非常に重要です。私もたびたび学校に行きます。家庭や学校での状況をしっかり共有することが子どもの養育にとって重要となります。また、市区町村の子育て支援の関係者との連携も重要です。そして最後にご近所の皆さんとの連携も必要です。私はご近所の皆さんにはこういう家庭であるということを説明し可能な限り子どもたちに声掛けをお願いしています。これまで特段トラブルが生じたことはありませんので、よくご理解をいただいているのだと思います。

### 里親家庭の連携対象

- 児童相談所、都道府県の担当部署、里親支援機関、乳児院、児童養護施設、里親会
- 幼稚園、学校(特別支援学校を含む)
- 保健所、小児科・精神科等地域の医療機関
- 子ども家庭支援センター、保育所、市区町村の子育て担当部署
- 児童発達支援センター等障害児関連事業者
- 障害者総合支援法に基づく各種サービス(相談支援事業者、就労移行支援事業者、就労定着支援事業者、就労継続支援事業者等)
- 障害者雇用関連機関(企業、障害者就業・生活支援センター等)
- ご近所の皆さん  
.....等々

▲スライド3

## ●荒川区児童相談所への期待

私が荒川区児童相談所へ期待することは、これまで区が進めてきた子ども・子育て支援と同じ区の行政として専門機関である児童相談所が加わるということです（スライド4）。これまでも荒川区が東京都の児童相談所と連携するよう、努力をされてきたとは思いますが、異なる行政機関の連携は本当に難しいと思います。私も長らく行政におりましたので身に染みて感じております。

今後、子育て家庭の支援につきましては、子ども家庭支援センターの仕事と児童相談所の仕事がきっちりと連携できるようになることで、児童相談所が子どもを一時保護した後も含めて、継続的な密度の濃い支援が可能になります。要は、区が子どもと子育て家庭の支援を全て一元的に区の責任と差配の下で包括的にやっていけるということです。これは本当に重要なことだと思います。そして、里親として区にお願いがあります。里親としては、地元に着した行政主体である区が里親をPRしていただけると、より効果があると思っています。

### 荒川区児童相談所への期待

- 子ども・子育て支援関連施策が区に一元化され、区の下に各施策の密度の高い連携が可能になる。
- 特に子ども家庭支援センターを中心とした虐待予防を含む子ども・子育て支援を所管する区が、専門機関たる児童相談所を設置することで、両者の連携がスムーズになる。
- 地元に着した行政を展開している区が里親制度を所管することで、里親の登録増加に向けたより効果的なPRが期待できる。

▲スライド4

## ●地域の皆さんへの期待

最後に、地域の皆さんへの期待です（スライド5）。私たち里親家庭に限らず、現在の

### 地域の皆さんへの期待

- 地域全体で子どもたちと子育て家庭を支えていただきたい。
- 里親家庭や施設にご理解をいただきたい。
- それぞれの方々が可能な範囲で、ショートステイやファミリーサポート、フレンドホームといった仕組みを活用して子どもたちを知り、短期間でも個別に支えていただければ有り難い。  
〔その延長線として里親も視野に入れていただければ幸甚です。〕

▲スライド5

子育て家庭というのは祖父母や親戚の支援が得られない家庭が増えており、孤立しがちになります。できる範囲で結構ですので、地域で子どもたちと子育て家庭をサポートしていただきたいです。また、私たち里親家庭あるいは施設にいる子どもたちを是非ご理解頂き、温かい目で見守っていただければと思います。

いきなり里親になるということはなかなか難しいかもしれませんので、皆さんのできる範囲で、ショートステイやファミリーサポート、フレンドホーム等を活用して子どもたちを知り、短期間でも個別に支えていただければありがたいと思います。

以上、家庭に恵まれない社会的養護の子どもたちは恐らくこの国でいま最も弱い社会的弱者ではないかと思っています。その子どもたちを支えるべく、児童相談所を設置するという区長の英断、決断に改めて心から敬意を表しますとともに、どうかそうした子どもたちを地域全体で少しでも支えていただきますようお願いをしたいと思います。

藤井先生のご厚意により、講演終了後に質疑応答の時間をいただきました。GAH推進リーダーの皆様と活発な質疑応答や意見交換が行われました。

# 報告「新しい児童相談・支援体制の構築を目指して ～荒川区子ども家庭総合センター（荒川区児童相談所）の設置～」

荒川区子育て支援部児童相談所準備担当課長（当時）  
西浦 啓子

## ●荒川区の子どもたちをめぐる現状

全国の児童相談所で受けている児童虐待の相談件数が年々増加していることは、ニュース等でお聞きしている方も多いかと存じます。全国の虐待相談の数は現在約 16 万件となっており、このうちの約 1 割が東京都内です。全国で平均的に相談があれば 47 分の 1 くらいのところを、1 割が東京に集中しており、かなり地域偏在があることから、この虐待相談については都会の問題であるとよく言われています。

荒川区でこういった子どもたちの相談を受けている子ども家庭支援センターへの虐待相談件数は、年間約 300 件程度です。近年は横ばいに推移していますが、平成 24 年度の 86 件と比べると、かなり急増しています。一方、東京都の児童相談所で受けている虐待相談件数のうち、荒川区分では約 200 件、最新の平成 30 年度の数字では 250 件となっています。子ども家庭支援センターの相談件数と合わせると、約 500 ～ 550 件が荒川区全体の内虐待相談件数となりまして、決して少なくない数字であると思っています。

続いて、一時保護された子どもたちの状況についてです。こちらは東京都全体の数になりますが、毎年、一時保護所の定員を上回る入所率となっています。一人の子どもの平均保護日数についても、全国平均が 30 日程度のところを、東京都では 40 日程度と 10 日ほど長くなっています。長期化の要因は様々な言われておりますが、1 つは、虐待相談のような理由で一時保護をする場合、思うように

親御さんとの話し合いが進まず、子どもを家庭に返せるかどうかの判断がなかなかできないということがあります。もう一点としては、都内の虐待相談件数が非常に多く、ケースワーカー一人当たりのケース数が多くなっているため、それぞれの子どもへの対応について検討するのに時間がかかってしまうことが挙げられます。

一時保護所で保護されている子どもたちは、なかなか学校に行けない状況にあります。そうしますと、家庭から離れることに加え、学校にも行けないということで、先生や慣れ親しんだ友達とも会えないだけでなく、今、荒川区には、一時保護所がありませんので、地域からも離れることとなります。現在、こういった寂しい思いをしながら一時保護をされている子どもたちが多くいます。

こうした背景を踏まえ、荒川区では、できるだけ子どもたちのことを荒川区でやっていきたいということで、特別区の中でもいち早く児童相談所の設置を決断しました。

### 1. 荒川区子ども家庭総合センター設置の目的

#### 【背景】

#### ○児童家庭相談の増加・内容の複雑化（虐待相談の増加）

児童虐待受理件数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川区子ども家庭支援センター	86件 (19.5%)	184件 (29.9%)	235件 (26.5%)	241件 (26.2%)	303件 (29.6%)	284件 (23.4%)	281件 (25.0%)
都児童相談所【荒川区分】	69件	85件	140件 (41.5%)	159件 (44.5%)	199件 (49.8%)	186件 (48.9%)	250件 (58.3%)

※（ ）内は全相談に占める割合

#### ○一時保護所の保護件数の増加、保護期間の長期化

東京都全体	H25	H26	H27	H28	H29
入所定員(A)	192人	192人	213人	213人	213人
1日当たり平均入所数(B)	197.2人	218.7人	229.5人	242.3人	232.5人
平均入所率(B÷A)	102.7%	113.9%	107.7%	113.8%	109.2%
一人当たり平均保護日数	42.2日	42.1日	41.3日	42.2日	41.9日

## ●荒川区の児童相談・支援体制の方針

現在の児童相談所の多くが、都道府県域で設置される、いわゆる広域の児童相談所です。荒川区で設置をする場合は、基礎自治体として地域の中に児童相談所が設置されることとなりますので、これまでの東京都が設置していた児童相談所とは違う形態の児童相談所を目指すこととなります。

今の都道府県域の児童相談所は、虐待相談への対応などが中心となっており、どうしても、状況が困難になった家庭に対して支援をしていくといった、少し事後的な対応に追われている側面があります。

一方で、これまでも荒川区では、様々な子育て支援施策はもちろんのこと、経済的に困窮している家庭には生活保護を支給したり、子どもが生まれる前から母子保健分野で支援をするなど、教育、福祉、障がいといった様々な分野で、各家庭の支援をしてきました。

荒川区においては、児童相談所で子どもの相談に専門的に対応することと併せ、こういった基礎自治体ならではのサービスを車の両輪として推進することで、各家庭の状況が困難化する前から支援できるような取り組みを進めていきます。

もちろん、児童相談所だけでこういった取り組みができるわけではありませんので、関係機関との連携強化により、地域の中にある保育園や幼稚園、学校といった様々な地域資

源とともに、また、地域の皆様とも力を合わせて各家庭を支えていきたいと考えています。

## ●そもそも児童相談所とは

少し視点を変えて、そもそもの児童相談所についてご説明させていただきます。

児童相談所は、平成30年度時点で全国に212か所ありまして、多くは都道府県と政令指定都市で設置されています。中核市で設置されているのは石川県金沢市、神奈川県横須賀市、それから、平成31年4月に兵庫県明石市に設置されました。そのため、まだ比較的小さい圏域で作られている児童相談所はそれほど多くありません。

児童相談所については、近年、虐待の問題が非常にクローズアップされていますが、本来は子どもに関するあらゆる相談に対応するよろず相談所です。そのため、福祉や心理、医療、法律といった様々な専門家が児童相談所にはおりまして、子どもに対する支援方を総合的に検討しています。

児童相談所の機能ですが、子どもを護り、その家庭を支援していくことが大きな役割の一つです。

地域や関係機関の方々から相談や虐待通告を受けたら、まず児童相談所は48時間以内に子どもの安全を確認します。その後、様々な調査をして、こういった支援をしていくかを組織としていろいろな専門家の目から決定していきます。

また、もう一つの機能として、子どもの育ちを支援していくことも非常に重要な役割となっています。

例えば、一時保護等をされた後、家庭に帰れなかったり、そもそも家庭でなかなかうまく養育ができないということもありますが、そういった際には、里親や施設などが代わりに子どもを育てることになります。このよう

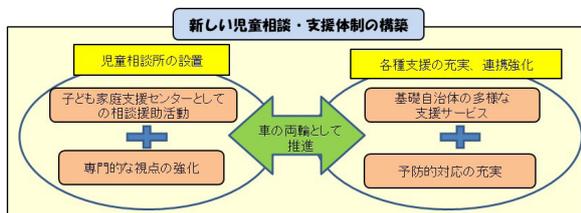
### 【方針】

○子どもと家庭に関する専門的な視点と予防的対応を充実

「児童相談所の設置」+

「各種支援の充実と関係機関との連携強化」

⇒ **「新しい児童相談・支援体制」**



な対応を決定していくのも、児童相談所の重要な役割です。これは、「社会的養護」というちょっと耳慣れない言葉で表現されますが、区でも、この社会的養護の仕組みを作るために、様々な取り組みを行っていますので、3つほどご紹介をさせていただきます。

まず、個人宅で親の代わりに子どもを育てていただく里親を増やすために、里親制度の普及啓発を行っています。2つ目は、里親まではできないけれども、一日、二日であればそういった子どもを預かることができるような方々を増やしていくため、協力家庭ショートステイという事業を始めているところです。3つ目は、児童養護施設についてですが、いろいろな子どもたちを受け止めるために必要となります。現在、荒川区にはこのような施設がありませんので、児童養護施設の誘致にも取り組んでいるところです。

### ●荒川区児童相談所の概要

「荒川区子ども家庭総合センター」が荒川区の児童相談所の名称です。これまで、区で相談を受けている子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ児童相談所となり、身近な相談

から少し専門的な相談まで受けて一貫した支援をするという意味で、「総合センター」という名前を付けています。このほか、先ほどご紹介したように、様々な関係機関と連携して、予防的な対応を進めていきます。

この総合センターは、まず、令和2年4月に、子ども家庭支援センター機能を中心に開設する予定です。その後、児童相談所機能を同年7月から併せ持つというように、段階的に開設をしていきます。

また、組織体制としては、一時保護部門と児童相談所部門を合わせて、総勢80名程度の職員体制になる予定です。

建物の場所については、明治通りから見て荒川たんぽぽセンターの少し手前といったところになります。また、外観イメージはスライドのとおりです。

こちらの施設には一時保護所を併設する予定ですが、実は、荒川区で一時保護をされている子どもというのは、年間でそう多くはありません。年によって差はありますが、平均すると大体30名程度です。年間で、時期が少しずつずれながら30名ですので、一日当たりの平均で見ますと、2～3名といったと

#### ◆施設概要

- 所在地 荒川区荒川一丁目50番17号
- 建物規模 地上4階建(延床面積 2,035.71㎡)
- 一時保護所併設
  - \* 定員: 10名(概ね2～18歳)
  - \* 子どもの権利擁護、安心・安全な環境に配慮
  - \* 原籍校との繋がりを保てるよう、学校と連携



ころです。仮に、現在の実績から2～3倍になったとしても対応できるように、定員は10名で設定をしています。

基本的に、荒川区の子どもたちはこちらの一時保護所で保護をすることになりますが、荒川区の中で保護をすることが適当でない場合もあります。例えば、保護者との関係上、少し離れたところで保護をしたほうがいい場合や、一時保護所の中で感染症が発生してしまい受け入れることができない場合です。あるいは、荒川区は多くはないと聞いていますが、非行グループなどを一斉に保護をするときは、分散して保護をする必要が出てきます。こうしたときには、東京都や、23区で荒川区と同じく令和2年度に児童相談所を立ち上げる予定の世田谷区、江戸川区の一時保護所と協力しながら、保護をしていくことを予定しています。そのため、そういった協力体制を結んだ場合には、荒川区外の子どもたちをこちらで保護をする可能性もあります。

なお、一時保護所では、子どもの権利擁護を図らなければいけないと言われており、荒川区でも、ハード面、ソフト面で十分配慮をしていくように考えています。

まず、ハード面においては、従来の一時保護所は定員が多く、4～6人部屋となっていたところもありますが、荒川区ではユニット形式、いわゆる個室を中心に整備する予定です。また、家庭にいる感覚になってもらえるように、居間があって、それぞれの子どもの部屋があるといった、少し住宅に近い作りをしています。

また、一時保護により学校に行けない子どもたちには、この中で学校の代わりの学習をしたり、あるいは少し体を動かす活動もできるように、居住スペースとは別に活動スペースを設け、仮の形にはなりますが、家庭から活動スペースに行く、学校に通う雰囲気を出

せるよう工夫しています。

このほか、地域の中の一時保護所という意味では、可能な限り元々通っていた学校に通ったり、あるいは先生方に学校の状況を知らせてもらったりするなど、学校とも引き続きのつながりを持てるようにしたいと考えています。

### ●区民の皆様へのお願い

区民の皆様方におかれましては、日ごろより地域にご尽力をいただいているところ大変僣越ではありますが、地域全体で子どもを護る一員として、それぞれのできる範囲で、引き続きのご協力をお願いできればと存じます。まずは児童虐待や社会的養護について知っていただき、そして、近所の子どもたちを気にかけていただきまして、もし少し心配な、気になる子どもがいらっしゃいましたら、ぜひ区にご一報いただければと思います。児童相談所に相談しづらい場合は、区役所でも構いません。そこから支援にきちんとつながる形にさせていただきたいと思っておりますし、どこからご相談があったかは秘匿にするようになっています。

区長の「荒川区の子どもは荒川区で護る」という言葉のとおり、行政だけではなく、地域の皆様からご協力をいただきながら、地域の力で子どもたちを護ってまいりたいと考えております。

区の児童相談所の概要についての報告は以上となります。ありがとうございました。

令和2年1月25日にご報告いただいた内容です。荒川区では、令和2年4月1日に子ども家庭総合センターを開設し、子ども家庭支援センターの相談業務を引き継ぎ、7月1日から一時保護等児童相談所が担う業務が開始されました。

## ABC 連携講座を開催しました

荒川区には、職員が自主的に学習する機会を提供する組織内大学である「荒川区職員ビジネスカレッジ（略称：ABC）」があります。

荒川区自治総合研究所は、ABCと連携して、主に入区3年目以内の職員で構成されるABC本科課程において講座を毎年開催しています。令和元年度は、令和2年1月23日（木）、サンパール荒川において実施しました。

当日はGAHの取り組みや幸せリーグについて研究所の研究員から説明したのち、「自分の仕事が、区民の『幸福』にどのようにつながっているか」というテーマで個人ワークを行い、その後グループで共有しました。

受講生からは、「区のドメインやGAHにつ

いて深く知ることができ、具体的にどのような業務にGAH指標が活用されているかを学ぶことができた」「GAHアンケートの結果を自分でも分析し、業務に生かせるかを考えたいと思う」などの感想が寄せられました。



## 幸せリーグ実務者会議の活動について

「住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合（通称：幸せリーグ）」は、住民の幸福を政策の基本に据えた取り組みをしている基礎自治体間の緩やかな連合体です。平成25年に設立され、現在89の自治体が参加しています。

実務者会議は、幸せリーグに加入している自治体の実務担当者が集まり、特定のテーマについてグループに分かれ、議論・意見交換し、その成果を報告・共有することを通して、新たな発想や創意工夫による住民の幸福実感

向上の施策につなげています。

令和2年1月29日開催の第19回（令和元年度第2回）実務者会議では、4自治体（島根県邑南町、神奈川県小田原市、北海道北広島市、佐賀県佐賀市）から独自の取り組みについて報告いただいた後、新たなテーマについて議論を開始しました。



### 令和元年度からの議論テーマ

- ① AI・ビッグデータ・IoT
- ②（若者の）地域・行政参加、市民協働
- ③幸福度関係
- ④人口減少・少子高齢化
- ⑤地方創生・地域活性化
- ⑥関係人口

※実務者会議は他の自治体の職員と議論を重ねることで、政策形成能力を高める場となっております。是非、幸せリーグへの入会をご検討ください。詳細は以下のホームページをご覧ください。  
幸せリーグHP：<https://rilac.or.jp/shiawase/>

RILAC NEWS No.23（令和2年9月発行）

編集・発行 公益財団法人荒川区自治総合研究所（RILAC）

住 所：荒川区荒川2-11-1 TEL：03-3802-4861 FAX：03-3802-2592

URL：<https://rilac.or.jp/> メール：info@rilac.or.jp